

野外記、大沼郡の一部を滝谷の山ノ内治部少輔、耶麻郡の一部と蒲原郡を津川の二瓶宗兵衛の四名を任じたから後の郡役所に匹敵するものであった。現在の北会津村は坂内憲勝の大割元下にあったのは当然である。

この下に郷頭を置いた。その下の肝煎が小割元である。

正保二年（一六四五）保科の入部により、大割元を廃して郷頭といい、組に区分して、そこに一人、給料七石二人扶持、苗字帯刀御免という役柄で、代官の職掌と同じくらの内容で郷中を取締ることにした。肝煎はその下であって世襲の部落長、今の区長よりは、封建社会であるから、権限が大であった。これは幕末の嘉永五年（一八五二）の記録からであるが、会津郡中荒井組郷頭小森惣右エ門、会津郡橋爪組の郷頭薄時右エ門、時の大沼郡高田組の郷頭が田中弥三郎とある。

貞享二年（一六八五）の田中郷頭の「地下万定書上帳」の中に、「郷頭勤方の事」という文書がみえる。「奥州会津新鶴村誌」「会津高田町誌」にあるからここでは載せないが、その下役の肝煎と共に、上納物の割当て、訴訟事件の代官への取次ぎ、その他詳細の職務が割当てられていた。しかし享保の頃（一七一六～一七三五）郷頭騒動があつてからは、名目上のみあつて、行政上はあまり関係しないようになった。

最後まで村の実質上の上納、その他の行政を掌っていたのは世襲の肝煎であった。この「肝煎勤め方」という文書もあるが、前記の村誌、町誌にあるので略しておく。

この肝煎の下に地首・老百姓などの村役人がいて補佐していた。

さらに五人組というのがあった。その名称は慶長二年（一五九七）の高札に初めてみえるそうであるから、会津藩では蒲生秀行の頃からあったと思われる。古い律令制度の五保制のように、戦国の後をうけて、治安の取締りを第一とし、キリシタンの防遏にも当て、御法度・掟・触書などの徹底を期していた。これには五人組帳とい